

小中一貫教育について

1 小中一貫教育とは

小・中学校の教職員が、目指す子供像を共有して、9年間を通じた教育課程（＝教育内容・授業時数等も含めた教育計画）を編成し、系統的な教育を目指す教育。

小中一貫教育

義務教育学校
義務教育 9 年間の学校
目標を設定し、9 年間の
系統性を確保した教育課
程を編成・実施する。

・ 1 つの学校
・ 1 つの建物
・ 1 年生～9 年生
（6・3にとらわれな
い）
・ 教員は小・中両方の教員
免許をもつ。

小中一貫型小・中学校

組織上独立した小学校・中学校が一貫した教育を行う形態。既存の小学校・中学校という枠組みは残しつつ、義務教育学校に準じた形で9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する。

施設一体型

・ 1 つの建物
・ 施設の共有
・ 教員間の緊密な連携

施設隣接型

・ 2 つの建物
・ 学校の独自性や文
化の維持
・ 小中合同行事

施設分離型

・ 離れた場所同士
・ 一番割合多い
・ 学校の独自性や文
化の維持

2 小中一貫教育のメリット・デメリット（一般論として）

（1）メリット

①中1ギャップの解消。

※中1ギャップ＝小学校から中学校に進学したときに、新しい環境での学習や生活への移行段階でうまく変化に順応できずに不登校等の状況になること。

②異学年交流による成長。

③小学校時の学習で定着しきれなかった内容を中学校の過程で補うことが容易になる。

④施設整備費のコスト削減。（小・中の共用部分にかかる費用が削減される）（施設一体型）

⑤小学生の中学生へのあこがれや中学生の小さい子への思いやりが育まれる。（施設一体型）

（2）デメリット

①人間関係の固定化。

※当町の場合、1小学校1中学校になるので事実上当てはまる。

②小学校高学年の自主性やリーダーシップが育ちにくい。（施設一体型）

③小学校卒業という区切りがなく、子供自身に成長の実感や達成感が得られない。（施設一体型）

④小・中で授業時間も違うため、体育館やグラウンド等の施設運営上の工夫が必要。（施設一体型）

⑤小学生と中学生では体力差・体格差があり、休み時間の体育館等では危険もある。（施設一体型）

3 小中一貫教育導入の判断ポイント

（1）小中一貫教育は「課題解決の手段」であって「目的」ではない。

①諸課題を解決するために「小中一貫教育が最適である」と認められれば、それは子供たちにとってもよいこと。けれども、「単によさそうなもの」として導入すれば、**施設・設備のキャパシティ超過、教職員のさらなる多忙化**に繋がる。（どこかに無理が生じる）

②小中一貫教育を「何のために」「どんな目標達成のために」導入するのか、明確に。

（2）「子供たちのために」小中一貫教育がどうプラスに働くのか、その視点を忘れない。

①町や大人たちの都合で判断しない。

②プラス面だけでなくマイナス面もよく分析する。

（3）既存の小学校6年間・中学校3年間の形態そのものが、特別問題を抱えたシステムというわけではないため、個々の地域・自治体において最適な方を選択すればよい。

①町において、既存のシステムにより課題となっていることは何なのか、よく分析する。

②将来にわたって課題となることは何か、それは小中一貫教育でなければ解決できないのか。

4 青森県内の主な小中一貫校（施設一体・隣接型）

学 校 名	合計数		(下北・上北：R5.5.1、他：R4.5.1 現在)				特記事項
			(小学校)		(中学校)		
	児童 生徒数	学級 (特支)	児童数	学級 (特支)	生徒数	学級 (特支)	
大深内小・中学校	88	12(3)	61	7(1)	27	5(2)	・ 十和田市 ・ 体育館×1、グラウンド×1
川内小・中学校	141	12(3)	75	7(1)	66	5(2)	・ むつ市 ・ 体育館×2、グラウンド×1
関根小・中学校	81	9(2)	49	6(2)	32	3(0)	・ むつ市 ・ 体育館×1、グラウンド×1
東通学園	384	15(7)	241	13(4)	143	9(3)	・ 東通村 ・ 体育館×2、競技場(G)×3、野 球場×2
小中一貫三戸学園	509	23(5)	314	15(3)	195	8(2)	・ 三戸町 ・ 斗川小と三戸中は施設分離型、 三戸小と三戸中は施設一体型 ・ 左記の値は三戸小・中のもの。 ・ 体育館×2、グラウンド×2、 野球場×1
こどもり学園	104	13(4)	64	8(2)	40	5(2)	・ 小泊町 ・ 令和5年5月1日現在 ・ 体育館×1、グラウンド×1

※学級数の（ ）は、特別支援学級数を内数として表記。

5 本検討委員会として

■小中一貫教育の導入を結論付けることはできない。（あくまでも新築統合校舎等に関する検討組織だから）

■附帯提言とすることはできる。